第十一条の十一第七項中「0.45」を「0.42」に、「1.008」を「0.744」に、「ａ　人口動態統計により調査された平成17年度から平成19年度まで」を「ａ　人口動態統計により調査された平成18年度から平成20年度まで」に、「平成20年３月31日」を「平成21年３月31日」に、「平成19年３月31日」を「平成20年３月31日」に、「平成18年３月31日」を「平成19年３月31日」に、「平成17年３月31日」を「平成18年３月31日」に、「3.491」を「3.595」に、「平成19年度における」を「平成20年度における」に改め、同条第十四項算式アを次のように改める。

算式ア

（Ａ－１）×Ｂ×0.2076×0.5

（Ａ－１）×Ｂ×0.2076に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十一条の十一第十四項算式アの符号中「平成18年」を「平成19年」に、「平成15年」を「平成16年」に、「7.33」を「δ」に、「0.633」を「ε」に改め、同項算式アの符号中算式Ｉの符号に次のように加える。

δ　特別区、指定都市、中核市及び特例市にあつては17.83、指定都市、中核市及び特例市以外の市にあつては11.13、町村にあつては8.55

ε　特別区、指定都市、中核市及び特例市にあつては－0.006、指定都市、中核市及び特例市以外の市にあつては0.240、町村にあつては0.603

第十一条の十一第十四項中「平成20年度」を「平成21年度」に、「平成20年４月２日以後」を「平成21年４月２日以後」に、「平成20年４月１日以前」を「平成21年４月１日以前」に改め、同条第十四項算式イを次のように改める。

（Ａ－１）×Ｂ×0.1502×0.5

（Ａ－１）×Ｂ×0.1502に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十一条の十一第十四項算式ウを次のように改める。

算式ウ

$\dfrac{(\mathrm{A}-1)+(\mathrm{B}-1)}{2}\times\mathrm{C}\times0.1179\times0.5$

$\dfrac{(\mathrm{A}-1)+(\mathrm{B}-1)}{2}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$\dfrac{(\mathrm{A}-1)+(\mathrm{B}-1)}{2}\times\mathrm{C}\times0.1179$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十一条の十一第十四項算式エを次のように改める。

算式エ

（Ａ－１）×Ｂ×0.1351×0.5

（Ａ－１）×Ｂ×0.1351に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十一条の十一第十四項算式エの符号中「δ」を「0.37」に、「ε」を「1.003」に改め、同項算式エの符号中算式Ｉの符号を次のように改める。

算式Ｉの符号

ａ　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）のうち転入者数

ｂ　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）のうち転出者数

ｃ　平成21年３月31日現在の住民基本台帳登載人口

ｄ　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）のうち転入者数

ｅ　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）のうち転出者数

ｆ　平成18年３月31日現在の住民基本台帳登載人口

第十一条の十一第十四項を第十五項とし、同条第十一項中「0.0991」を「0.0910」に、「0.5419」を「0.4938」に改め、「×（Ｅ×0.02＋0.98）」を削り、「Ａ×Ｂ×0.5、Ｃ×0.5、Ｂ×（Ｄ－１）、Ｅ×0.02＋0.98」を「Ａ×Ｂ×0.5、Ｃ×0.5又はＢ×（Ｄ－１）」に改め、「岡山市」を「相模原市及び岡山市」に、「平成16年４月１日から平成21年３月31日まで」を「平成17年４月１日から平成22年３月31日まで」に、「平成20年」を「平成21年」に、「平成19年」を「平成20年」に改め、「、厚生労働省」を削り、「0.12」を「0.272」に、「4.1」を「1.8」に、「平成８年度」を「平成９年度」に、「0.559」を「0.554」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「0.9792」を「0.9818」に、「0.0208」を「0.0182」に、「4.550」を「4.600」に、「92.9」を「92.8」に、「3.550」を「3.600」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「0.5373×Ｂ×Ｃ」を「0.4816×Ｂ×Ｃ×0.5」に、「Ｂ×Ｃに」を「（Ａ－１）×0.4816×Ｂ×Ｃ又はＢ×Ｃに」に、「0.962」を「0.963」に、「平成17年３月31日」を「平成21年３月31日」に、「平成15年３月31日」を「平成17年３月31日」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「合併新法」を「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併新法」という。）」に、「平成20年４月２日以後」を「平成21年４月２日以後」に、「平成20年４月１日以前」を「平成21年４月１日以前」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「4.13」を「4.19」に、「0.28」を「0.27」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項算式を次のように改める。

算式

（Ａ－１）×0.2101×Ｂ×（Ｃ×Ｄ）×Ｅ×0.5

Ｃ×Ｄ、Ｂ×（Ｃ×Ｄ）×Ｅ又は（Ａ－１）×0.2101×Ｂ×（Ｃ×Ｄ）×Ｅに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十一条の十一第九項中「四捨五入する。）」を「四捨五入し、当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）」に、「β　次の算式Ⅱによつて算定した数」を「β　次の算式Ⅱによつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中算式を次のように改める。

算式

$\{(\mathrm{A}-1)+(\mathrm{B}-1)\}\times\dfrac{1}{2}\times\mathrm{C}\times0.0542\times0.5$

$\{(\mathrm{A}-1)+(\mathrm{B}-1)\}\times\dfrac{1}{2}$又は$\{(\mathrm{A}-1)+(\mathrm{B}-1)\}\times\dfrac{1}{2}\times\mathrm{C}$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十一条の十一第八項中「－7.76」を「－3.85」に、「3.992」を「2.446」に、「平成18年度」を「平成19年度」に、「平成19年３月31日」を「平成20年３月31日」に、「平成15年度」を「平成16年度」に、「平成16年３月31日」を「平成17年３月31日」に、「－46.51」を「－48.78」に、「－26.57」を「－7.51」に、「－13.33」を「－7.72」に、「－0.116」を「－0.376」に、「0.694」を「0.924」に、「0.952」を「0.980」に改め、同項を同条第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

８　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に１を加えた率とする。

算式

$\left(\dfrac{\mathrm{A}}{0.201}\times0.201+0.799-1.000\right)\times\mathrm{B}\times\mathrm{C}$

$\dfrac{\mathrm{A}}{0.201}$が1.000を下回る場合は1.000とする。

算式の符号

Ａ　65歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Ｂ　段階補正係数

Ｃ　普通態容補正係数